

熊本県自然環境整備事業補助金事務取扱要領

(目的)

- 第1 この要領は、熊本県補助金等交付規則(昭和56年熊本県規則第34号)、熊本県自然環境整備事業補助金交付要項(以下「要項」という。)及び熊本県自然環境整備事業補助金実施要領(以下「実施要領」という。)に基づいて行われる事業について、事務を適正かつ円滑に行うために必要な事項を定めるものとする。

(申請書等の提出)

- 第2 市町村長は、要項及び実施要領で定める申請書及び報告書(以下「申請書等」という。)について、所管の各広域本部地域振興局長(熊本市にあつては環境生活部長)に提出するものとする。
- 2 各広域本部地域振興局長は、申請書等を受理したときは、記載事項に漏れがないか確認し、環境生活部長へ進達するものとする。

(完了確認検査)

- 第3 環境生活部長及び各広域本部地域振興局長は、要項第12条の規定に基づく実績報告書を受理したときは、完了確認検査を実施するものとする。
- 2 完了確認検査の実施に当たっては、実績報告書及び添付書類に記載されている内容が、報告どおりであり、かつ適正に実施されているか審査するものとする。
- この場合、必要に応じて現地調査を実施するものとする。
- 3 検査員は第1項に基づく検査が完了したときは、実績報告書により検査調書(別記第1号様式)を作成し、熊本市にあつては環境生活部長に、その他の市町村にあつては所管の各広域本部地域振興局長に報告するものとする。
- 4 各広域本部地域振興局長は、実績報告書に検査調書の原本を添え、環境生活部長に送付するものとする。

附 則

この要領は平成27年6月26日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

別記様式第1号

熊本県自然環境整備事業完了確認検査調書

下記の補助事業は、別添実績報告書のとおり完了していることを認めます。

平成 年 月 日

検査員 職氏名

印

記

補助事業名	熊本県自然環境整備事業		
補助事業者名			
事業実施個所名等			
事業費	円	補助対象事業費	円
補助金交付決定額	円	検査年月日	平成 年 月 日
交付決定年月日	平成 年 月 日	着手年月日	平成 年 月 日
交付決定番号	号	完了年月日	平成 年 月 日
備考			